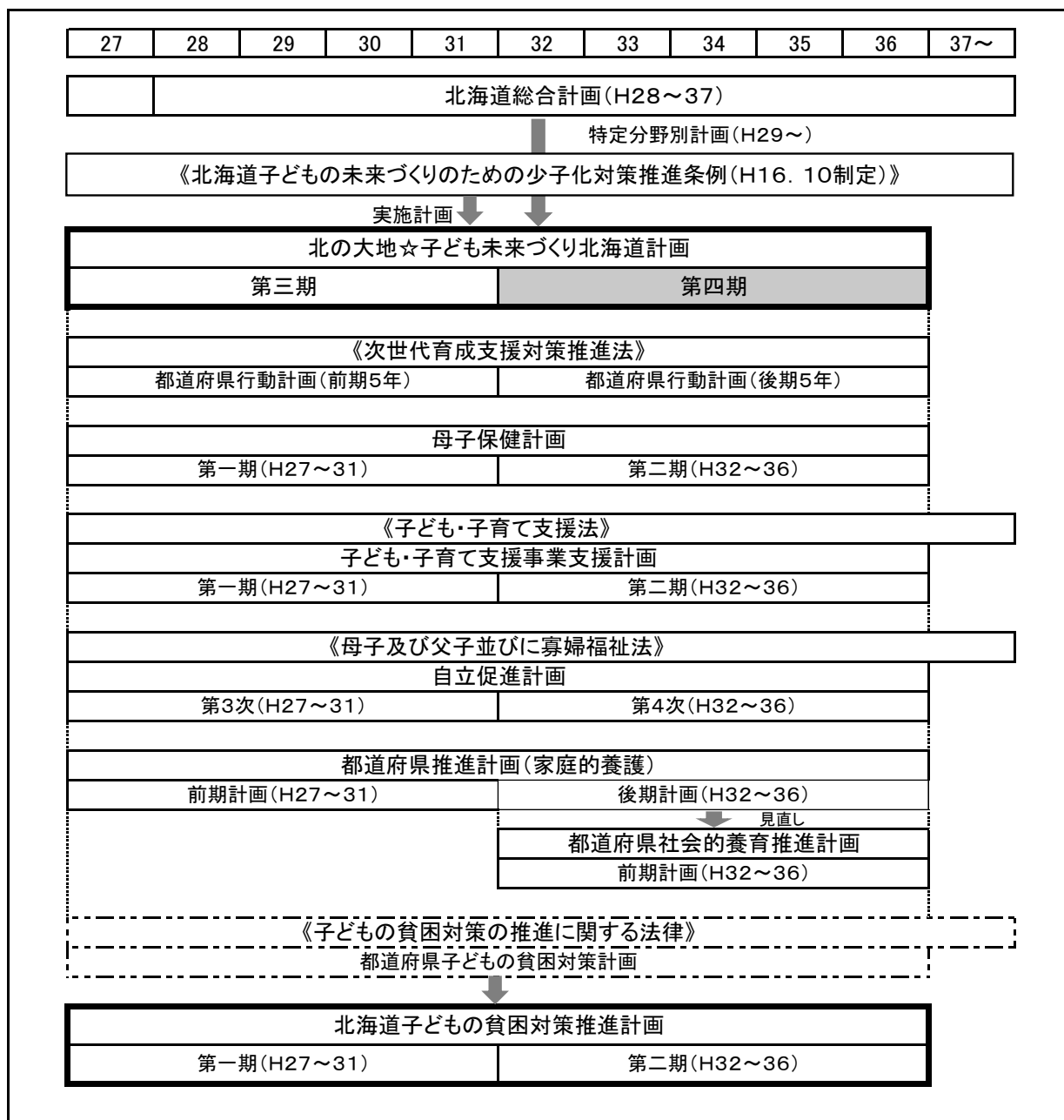


○体系図(道の他計画との関係)



《条例に基づく基本的施策》

- ①社会全体による取組の促進(少子化対策の意義、目的等の理解の促進、相互連携の体制整備等)
- ②子どもの権利及び利益の尊重(子どもの権利尊重の普及啓発、子どもの意見等の社会反映等)
- ③地域における子育て支援体制等の充実(相談体制、地域活動等子育て支援体制の充実、ひとり親、養育に恵まれない子ども、障がいのある子どもなどへの支援体制の整備等)
- ④保育サービス等の充実(多様な保育サービス、地域の相互援助活動、放課後児童健全育成事業の充実等、保育所と幼稚園の連携、保育士等の資質向上の促進等)
- ⑤雇用環境等の整備(育児休業制度等各種制度の普及、家庭との均衡のとれた働き方の普及、若年者の就業支援等)
- ⑥母子保健医療体制等の充実(母子保健医療サービス、周産期医療の提供体制の整備等)
- ⑦児童健全育成等の促進(児童館の活動促進、文化環境の整備、食育の推進、性や喫煙等の正しい知識の普及)
- ⑧児童虐待防止対策の充実(未然防止、早期発見、被虐待児童の保護・支援体制の整備等)
- ⑨教育環境の整備(次代の親づくり、家庭教育支援、いじめや不登校への対応等)
- ⑩生活環境の整備(子育て家庭に配慮した住環境の整備、安全・安心なまちづくり等)
- ⑪経済的負担の軽減(乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置等)